

三重県では、産業廃棄物税を財源として、県内の産業廃棄物排出事業者等や産業廃棄物処理業者による積極的な産業廃棄物の発生抑制・循環的な利用・減量化等に資する取組を支援します！

区分	研究開発	設備機器	
対象者	① 県内の産業廃棄物排出事業者 ② 県内の産業廃棄物処理業者	県内の産業廃棄物排出事業者	県内の産業廃棄物処分業者及び収集運搬業者
対象経費	<p>【補助対象者①の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 自ら排出する産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、減量化の研究・技術開発及び産業廃棄物を使った商品開発 産業廃棄物の処理に係る環境負荷低減を行うための研究・技術開発 産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策を行うための研究・技術開発 上記の事業化に向けた導入可能性調査 <p>【補助対象者②の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 高度な循環的な利用を行うための研究、技術開発 産業廃棄物の処理に係る環境負荷低減を行うための研究・技術開発 産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策を行うための研究・技術開発 上記の事業化に向けた導入可能性調査 <p>※以上は、ICT設備及びソフトウェアの導入に向けた研究・技術開発等に要する経費を含む</p>	<ol style="list-style-type: none"> 自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・循環的な利用・減量化のための設備機器の設置 産業廃棄物の処理に係る環境負荷低減を行うための設備機器の設置等 産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策を行うための設備機器の設置等 <p>※以上は、ICT設備およびソフトウェアの導入に要する経費を含む</p>	<ol style="list-style-type: none"> 産業廃棄物を高度な循環的な利用を行うための設備機器の設置 産業廃棄物の処理に係る環境負荷低減を行うための設備機器の設置等 産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策を行うための設備機器の設置等 産業廃棄物処理施設に対する理解の促進を目的とした設備機器の設置および環境整備（※ただし、優良産廃処理業者認定制度における優良認定事業者に限る） <p>※以上は、ICT設備およびソフトウェアの導入に要する経費を含む</p>
補助額	<p>【補助対象者①の場合】</p> <p>中小企業：補助対象額の 2/3以内 大企業：補助対象額の 1/2以内</p> <p>【補助対象者②の場合】</p> <p>補助対象額の 1/3以内</p> <p>【上限2千万円、下限 100万円】</p>	<p>中小企業：補助対象額の1/2以内 大企業：補助対象額の1/4以内 (高度な循環的な利用は 1/3以内)</p> <p>【上限5千万円、下限 100万円】</p>	<p>補助対象額の 1/3以内</p>

◆産業廃棄物事業費補助事業の活用イメージ

排出事業者

- 産業廃棄物の発生抑制等に向けた取組
 - ・製品製造時に発生する廃プラスチックの再生材製造および利用に係る取組
(材料再生、成形加工技術開発研究、選別機、溶融装置、減容・冷却・粉碎装置の導入、製品製造における再生プラスチックの利用に係る取組他)
- 産業廃棄物処理に係る環境負荷低減に資する取組
 - ・大気汚染、水質汚濁などの環境負荷低減に資する処理施設の導入

処理業者

- 産業廃棄物の高度な循環的な利用 ※「高度な循環的な利用の例」参照
- 産業廃棄物処理の環境負荷低減に資する取組
 - ・大気汚染、水質汚濁などの環境負荷低減に資する処理施設の導入
 - ・収集運搬車両に係る低公害車の導入(低NOx車等)
 - ・AI配車システムの導入による収集ルート効率化
- 処理施設に対する理解の促進を目的とした事業環境整備
 - ・当該施設に係る見学コース(手すり、窓、柵、施設模型、展示品等)や事業場の環境整備(植栽、緑地化等)

◆高度な循環的な利用を行うための取組の例

- プラスチックの高度リサイクル(ケミカルリサイクル、マテリアルリサイクル、高度選別)
 - ・光学選別によるプラスチックのマテリアルリサイクル
- 新たな社会的課題に対応するリサイクル
 - ・太陽光パネルのリサイクル
- 動植物性残さが持つエネルギーの有効利用
 - ・メタン発酵施設の整備
- 廃棄物処理に伴い発生する二酸化炭素のCCUS
 - ・廃棄物焼却炉で発生した二酸化炭素を回収する施設の整備

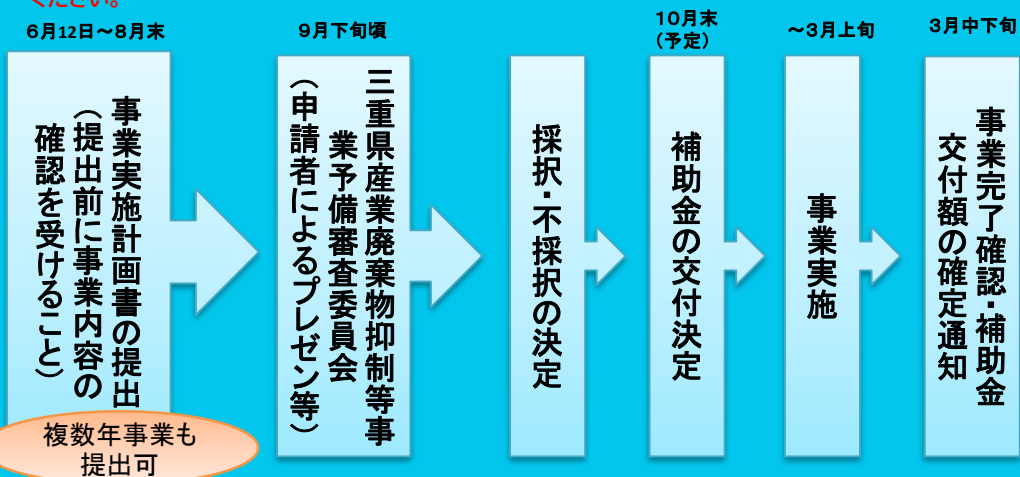
◆補助対象となる経費

※補助対象には、ICT設備等およびソフトウェア等のに向けた研究開発、設備機器整備に要する経費を含む

- 研究開発 ※事業化に向けた導入可能性調査に要する経費を含む
謝金(外部専門家等への謝金)、旅費(専門家、職員旅費)、事務庁費(会議費、消耗品費等)、原材料費、機械装置・工具器具費(研究開発に要するものに限る)、外注加工費、委託費(検査分析試験委託費、コンサルティング費)、その他の経費(県以外の公設試験研究機関等との共同研究費用)
- 設備機器整備
機械装置・工具器具費(製造、購入費)、設置工事費(機械装置等の運搬、据付等)、原材料費、外注加工費、委託費(設計委託費、検査分析試験委託費、コンサルティング費)

◆事業内容確認から事業完了までの主な流れ

※申請にあたっては、必ず事前に相談ください。内容や添付書類に不備がある場合には受け付けられません。
※交付決定前に発注・契約行為が必要な場合は、事業実施計画書と一緒に「交付決定前着手届出書」をご提出ください。



●提出書類

補助事業実施計画書及び添付書類(様式は県ホームページからダウンロードできます)

●事業実施計画書受付期間(※事前に相談を受けたものに限ります。)

令和5年6月12日(月)から令和5年8月31日(木)17時必着

●補助事業期間

交付決定の日から令和6年3月29日(金)まで

※補助対象経費にかかる経費の支払いは、令和6年3月15日(金)までに必ず完了してください。

●実施計画の審査

応募のあった補助事業実施計画について、三重県産業廃棄物抑制等事業予備審査委員会におけるプレゼンテーション審査等により、予算の範囲内で事業計画を採択します。

事業内容確認及び書類提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13(三重県庁8階)

三重県環境生活部環境共生局 資源循環推進課 資源循環政策班

電話: 059-224-3310

Email: shigeni@pref.mie.lg.jp

※詳細は募集案内HPまで https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000117_00003.htm